～制度調査部情報～

2007年06月11日　全4頁

内部統制報告書の細則案

制度調査部
横山　淳

金融商品取引法シリーズ-58

【要約】

■2007年4月13日及び5月17日に、金融庁は、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案を発表した。

■金融商品取引法の下では、上場会社に対し「内部統制報告書」制度が導入され、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになる。

■今回の内閣府令案では、内部統制報告書の提出会社（上場株券等の発行会社）、記載様式などの細目が定められている。

はじめに（金融商品取引法の政省令案）

○金融庁は、2007年4月13日及び5月17日に、次の政省令案を発表した。いずれも新しい金融商品取引法の細目を定めるものである。

2007年4月13日
「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」[1]

2007年5月17日
「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案の公表について」[2]

○本稿では、これらの政省令案に基づき、金融商品取引法の下で導入される「内部統制報告書」の細目について紹介する。

１．内部統制報告書とは

○金融商品取引法の下では、「内部統制報告書」制度が導入される。

○金融商品取引法に基づく「内部統制報告書」とは、正式には「会社の属する企業集団及び会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書」と定義されている（金融商品取引法24の4の4①）。

○言い換えれば､財務諸表等が適正に作成されるシステム･体制が有効に機能していたか否かを、経営者が評価した報告書である、ということができるだろう。

[1] 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html）に掲載されている。
[2] 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070517-1.html）に掲載されている。

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

２．内部統制報告書制度の概要

(1)内部統制報告書の提出義務者

○金融商品取引法の下で、内部統制報告書の提出が義務付けられるのは、次の者とされている（金融商品取引法 24 の 4 の 4①）。

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの

○具体的な対象会社として、金融商品取引法施行令案（以下、政令案）で次の者が指定されている（政令案 4 の 2 の 7①）。

上場（※）されている次の有価証券の発行会社 ①株券 ②優先出資証券 ③外国又は外国の者が発行する証券・証書で前記①又は②の性質を有するもの ④有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前記①～③であるもの ⑤いわゆる預託証券（DR）で前記①～③の権利を表示するもの

（※）「店頭売買有価証券」を含む。ただし、2004 年 12 月に JASDAQ が証券取引所化したことに伴い、現在、該当するものは存在しない。

(2)内部統制報告書の提出時期・方法

○内部統制報告書の提出のタイミングは、有価証券報告書を提出する際に、併せて内閣総理大臣に提出することとされている。提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている（金融商品取引法 27 条の 30 の 2）。

○なお、「有価証券報告書等の記載内容の確認書」[3]とは異なり、半期報告書や四半期報告書に伴う内部統制報告書の提出は求められていない。

(3)内部統制報告書の記載内容

○内部統制報告書の記載事項及び添付書類の詳細は、内閣府令に委任されている（金融商品取引法 24 の 4 の 4①④）。

○2007 年 5 月 17 日に公表された「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令案（以下、内部統制府令案）」では、内部統制報告書には次の内容を記載することとされている。

【内部統制報告書の記載事項（案）】

1　財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
2　評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
3　評価結果に関する事項
4　付記事項
5　特記事項

[3] 詳細は拙稿「有価証券報告書等の「確認書」の細目案」（2007 年 5 月 29 日付 DIR 制度調査部情報）参照。

○内部統制報告書の作成は、事業年度の末日を基準日として行うこととされている（内部統制府令 5①）。

○内部統制報告書の作成に当たっては、内部統制府令（案）のほか、「一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準」に従って行うこととされている（内部統制府令案 1①）。具体的には、2007 年 2 月 15 日に公表された企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」が指定されている（同④）。

(4)内部統制報告書の監査証明

○上場会社等が提出する内部統制報告書には、原則として、内閣府令で定める基準・手続に従って、公認会計士・監査法人の監査証明を受けなければならないとされている（金融商品取引法 193 の 2②④）。

○内部統制府令案では、内部統制報告書の監査証明は、公認会計士・監査法人が作成する内部統制監査報告書により行うこととされている（内部統制府令案 1②）。内部統制監査報告書には、具体的に次の内容を記載することとされている（内部統制府令案 6）。

1　内部統制監査の対象
2　実施した内部統制監査の概要
3　内部統制報告書における監査意見
4　追記事項

○内部統制監査報告書は、財務諸表監査の監査報告書と併せて作成することとされている（内部統制府令案 7）。また、内部統制監査の概要は、財務諸表監査の概要書に併せて記載することとされている（同 8）。

３．ＳＥＣ登録会社の特例

○米国証券取引委員会（SEC）に登録している会社（以下、SEC 登録会社）の場合、いわゆるサーベンス・オクスリー法に基づいて、米国における内部統制報告制度の適用を原則として受けている。そこで、内部統制府令案でも、SEC 登録会社についての特例を定めている。

○即ち、有価証券報告書等における連結財務諸表を米国基準に基づいて作成することを（金融庁長官によって）認められている SEC 登録会社については、金融庁長官が指示した事項を除き、内部統制報告書についても米国基準[4]で作成することが認められる（内部統制府令案 13）。

○ただし、米国基準で内部統制報告書を作成する場合、次の点を遵守することが求められている（内部統制府令案 14、15）。

[4] 厳密には「米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法」とされている。

◇日本語をもって記載する。

◇作成に当たって準拠している用語、様式及び作成方法について記載する。

◇内部統制府令（案）に準拠して作成する場合との主要な相違点について記載する。

４．施行期日

○内部統制報告書の提出については、2008 年（平成 20 年）４月１日以後開始する事業年度から適用される（証券取引法等の一部を改正する法律附則 15）。